

《会計・税務の知識》 マイナンバーでもっとつながる！『マイナポータル』って何！？

はじめに

平成28年1月から運用を開始したマイナンバー制度。平成29年以降はマイナンバーの管理域が社会保険制度にまで拡大され、個人情報としての重要度がさらに増えています。ところで、同じく平成29年の1月から運用を開始する予定であった『マイナポータル』について、ご存知でしょうか。

本稿では、『マイナポータル』の運用をとおしてマイナンバーとその活用状況について考えていきます。

1. 『マイナポータル』って何！？



マイナポータル

マイナポータルでもっとつながろう

「お困りごと」に関する、マイナポータルが提供する各種サービスをご利用ください。

はじめて利用される方はこちら

すでにアカウントをお持ちの方はこちら

サービスのご案内

マイナポータルは7月試行運用開始、秋頃に本格稼働します。

あなたにぴったりなサービスを探せるワンストップサービス（まずは子育て関連サービスから開始します）や、あなたの情報を確認できるサービスは引き続き準備中です。サービス開始後すぐにマイナポータルを利用できるように、まずはアカウントを開設しましょう。

引用：マイナポータルサービスストップ
https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form

『マイナポータル』は、マイナンバーの情報をオンライン上で確認したり、マイナンバーを用いて、行政手続きや公金決済が可能になる、政府が運営するオンラインサービスです。当初、平成29年1月からの運用を目指していましたが、個人情報との連携や、セキュリティの問題により、運用が先延ばしにされてきました。

平成29年7月18日より、「子育てワンストップサービス」など一部のシステムについて運用が開始され、システムの本格的な稼働は秋以降を予定しています。

2. 『マイナポータル』でできること

【リリーススケジュール】

稼働スケジュール	主なサービス	概要
平成29年1月16日 一部機能を先行稼働	利用者フォルダ	✓マイナポータルを利用する際に使用するフォルダ開設機能
	e-TAXとの認証連携 (もっとつながる)	✓認証連携を通じてe-TAXとのシームレスな操作を実現する機能
平成29年7月18日 試行運用 (情報連携試行運用 開始日と同時)	情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	✓情報保有機関にて照会・提供された国民等利用者の情報提供等記録を確認する機能
	自己情報表示 (あなたの情報)	✓情報保有機関の保持する特定個人情報を表示する機能
平成29年秋頃～ 本格運用 (情報連携本格運用 開始時期と同時)	お知らせ情報表示	✓情報保有機関が国民等利用者向けに個人番号利用事務に関する情報を配信する機能
	子育てワンストップ サービス	✓ワンストップサービスによって、①自分にぴったりなサービスを検索して、②自治体にオンラインで申請する機能
	公金決済サービス	✓マイナポータルのお知らせ機能を活用し、ネット/バンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる機能

引用：内閣府ホームページ

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html>

『マイナポータル』によるサービスの中心は、マイナンバー情報の確認です。「自己情報表示」機能によってマイナンバー情報の確認が可能になります。また、『マイナポータル』に登録することによって、行政側から個人に適応したサービスの通知を受けることが可能になります。加えて、書面等の手続きが必要になる場合であっても、『マイナポータル』を介して資料の取寄せが簡単にできるようになります。

29年7月の時点では、まだ運用段階にありませんが、ネットバンキングや銀行の自動振替などによって、税金や保険料などの公金決済が『マイナポータル』をとおして可能となるシステムも導入される予定となっています。

おわりに

本来、1月から運用されるはずだった『マイナポータル』の運用開始が7月まで引き延ばしになったのは単純に準備不足ですが、これにより『マイナポータル』そのものの周知まで遅れてしまっている印象が強いです。今後きちんと運用されていくことで便利なものになってほしいものですね。

(担当：岩崎)